

「HSK 季刊わたぼうし」 第55号

発行者:わたぼうし連絡会

発行日:2001年(平成13年) 10月18日'01 秋号

第55号の特集 「障害者支援費制度のQ&A」

過去帳の 出番自分史 編む夜中

比呂雪

この機関紙は障害のある人、ない人が自由に考えを出し合い、主義・主張を越えて、お互いを理解し合う中から共に生きる豊かな社会を作っていくことを目的として発行しています。

特集 「障害者支援費制度のQ & A」

平成15年4月より施行される「支援費制度」について、様々な情報があります。しかし、皆さんの中に不安をいただいている方もいらっしゃると思いますので、厚生労働省のホームページにありました障害者支援費制度のQ & Aの中から、代表的な質問を載せました。

Q.1 支援費制度導入の趣旨如何。

A.支援費制度は、ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまで、行政が「行政処分」として障害者サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという新たな制度（「支援費制度」）とするものである。

支援費制度の下では、障害者がサービスを選択することができ、障害者の自己決定が尊重されるとともに、利用者と施設・事業者が直接かつ対等の関係に立つことにより、利用者本位のサービスが提供されるようになることが期待される。

Q.2 支援費の支給を受けるにはどのような手続を行えばよいのか。

A.まず、障害者は、自ら希望するサービスについて、指定事業者・施設の中から利用したい施設・事業者を選択し、直接に利用の申し込みを行うとともに、市町村に対して、利用するサービスの種類ごとに支援費支給の申請を行う。

市町村による支援費支給の決定がなされると、当該障害者に受給者証が交付され、当該障害者は、施設・事業者との直接契約により、サービスを利用するとともに利用者負担を支払う。なお、利用者負担は、支援費支給決定時に決定される。

なお、施設・事業者は、サービスを提供したときは、利用者に代わって市町村に対し支援費の支払いを請求し、審査の後、支援費を代理受領することになる。

Q.3 措置制度から支援費制度へ変更されることにより、重度の障害者などが施設から忌避されることはないのか。

『このことは、私の施設でも「平成15年4月になったら施設にいられないかも知れない」ということが多く聞かれています。(桶屋)』

A.支援費制度においては、重度の障害者などが施設・事業者から拒否されることがないよう、以下の措置を講じている。

(1)市町村による利用の調整等

市町村は、障害者から求めがあったときは、施設・事業の利用についてあっせん又は調整を行うとともに、必要に応じて施設・事業者に対して利用の要請を行うこととしている。また、施設・事業者は、市町村からの要請に対し、できる限り協力しなければならないこ

ととしている。

(2)施設・事業者の応諾義務

施設・事業者の指定基準において、正当な理由がない限り、利用の申し込みを拒否してはならない旨の規定を設けることとしている。

(3)支援費の設定

厚生労働大臣が施設即1練等支援費の基準を決定する際、障害程度区分に応じて支援費の額を設定することとしている。

2. 支援費の支給決定について

Q.4 支援費支給決定の手続、方法はどのようなものを想定しているのか。介護認定審査会のようなものを設けるのか。

A.支援費の支給決定については、利用者からの申請に基づき、市町村において、厚生労働省令で定める事項を勘案の上、居宅生活支援費の支給の場合は支給期間と支給量、施設訓練等支援費の場合は支給期間と障害程度区分を定めることとなるが、その具体的な手続については、支給決定が円滑に行われるような仕組みとすべく、十分な検討を行ってまいりたい。

なお、介護認定審査会は、介護保険の被保険者が要介護状態に該当することの審査及び判定等を行うため新たに設置されたものであるが、支援費の支給決定のために新たな審査・判定機関を設けることは現段階では想定していない。

専門的な判定等については更生相談所が行うことを基本に、詳細について今後検討してまいりたい。

Q.5 支援費支給はどのような基準に基づいて決定するのか。決定に当たっての客観的な基準は示されるのか。

A.市町村は、支援費の支給の決定を行うに際し、居宅生活支援費の支給の場合は支給期間と支給量、施設訓練等支援費の場合は支給期間と障害程度区分を定めなければならないが、支給の要否を決定するに当たって勘案いただく事項は厚生労働省令で定めることとされている。

障害者に対するサービスの提供は、当該障害者の障害の程度や家族の状況等を総合的に勘案して決定されていることから、支給すべきサービス量等を一義的に導き出せるような基準を提示するのではなく、支給決定に当たっての勘案事項を適切に定め、市町村における総合的な判断に資するものとなるよう、検討を進めてまいりたい。

Q.6 支援費支給決定は、申請のあった種類のサービスや施設についての要否のみを決定することとなるのか。本来であれば、更生施設に入所することが適当な者から授産施設に係る支援費支給申請がなされた場合には、どのように判断するのか。申請時点で申請区分を変更するよう指導する必要があるのか。

A.市町村と障害者との間で、必要とされる公的なサービスの種類について、障害者本人の希望を尊重しながら十分に話し合われることが重要である。支援費支給申請については、このような話し合いを経た上で行われることが望ましい。

このような話し合いを経ても、市町村が適当と判断するものと異なるサービスについて支給申請が行われた場合には、市町村において、申請された種類のサービスについて支援費を支給することの要否を決定することになる。

Q.7 障害程度区分は何段階程度か。

A.障害程度区分については、施設訓練等支援費の額自体がその区分如何により変わる事となる。区分は簡素で合理的なものとする考えであるが、重度の障害のある者が敬遠されることのないよう、適切なものとするべく、検討を進めてまいりたい。

Q.8 障害程度区分は何をベースとして判定されるか。身障手帳や療育手帳の等級との関係如何。

A.ご障害程度区分は、機能障害のみに着目したものではなく、日常生活上の能力障害も加味した上で判定される趣旨のものであることに鑑み、身障手帳の等級や療育手帳の障害の程度と関連させて考えることが適切かどうかを含め、重度の障害がある者が敬遠されることのないよう、適切な区分の仕方について十分に検討してまいりたい。

Q.9 支援費支給決定時に決定する支給期間はどの程度か。

A.支援費を支給する期間については、障害の程度や介護者の状況等に変化があることもあり、障害者の状況を的確に把握していく観点からは、あまりに長い期間とすることは適切でないため、省令において定める期間を超えてはならないこととされている。省令において定める期間については、その趣旨を踏まえ、今後検討してまいりたい。なお、支給期間の終了に際しては、改めて支援費の支給決定を受けることにより継続してサービスを受けることは可能である。

Q.10 今まで受けていたサービスが低下するようなことはないのか。

A.支援費の対象となるサービスの量については、現行の措置制度と基本的には同様に、市町村において決定いただくものであり、基本的に支援費制度の導入がサービスの量の低

下を招くことはないものと考えている。なお、サービスの質については、利用者が事業者・施設を直接選択できることとすることにより、より利用者本位のサービスが提供されるようになるものと考えている。

Q.11 支援費の支給決定について不服がある場合にはどうすればよいのか。

A. 支援費の支給決定内容に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、支援費の支給決定を行った市町村に対し、支給決定を知った日の翌日から60日以内に異議申し立てを行うことができる。なお、支援費の支給決定にあっては上級行政庁はないので、都道府県や国への審査請求や再審査請求はできない。

なお、市町村におかれては、支援費制度の実施に当たっては、制度の仕組みについて、障害者に対する十分な情報提供等に努めていただくようお願いする。

「HSK季刊わたぼうし」がホームページで見られます。

<http://www..nsknet.or.jp/~petero/>

ホームページ「ぜんちゃんの部屋」に「HSK季刊わたぼうし」が公開されています。今まで「HSK季刊わたぼうし」で紹介しましたホームページが、すべてリンクされています。

プロバイダーよりサーバー容量の拡大が認められましたので、今後は数号分を載せていきたいと思っております。

文字が小さくて読みにくい方、視覚障害者の方でも、文字を大きくしたり、音声読み上げソフトなどを使って読むことができます。今後は、福祉情報満載のホームページを目指しています。一度、のぞいてね。

テーマ・私の介護体験

障害者の方々も平成15年度（2003年）より福祉サービスが現在の措置制度から支援費支給制度へと移行されます。「HSK季刊わたぼうし」も徐々に上記の制度に向けた介護サービスについての情報、ご意見、提言等を載せていきたいと思っております。皆様のご意見をお待ちしております。

かけがえのないいのちのゴールにむけて

地域住民・主婦、NPO法人オリーブの会代表

先日、オリーブの会の訪問相談で、病院へ行ってきました。

パジャマ姿の依頼者にお会いしたとき、母がそこにいるようで、一瞬、私は言葉を失いました。母がガンだと知ったのは今から7年前の秋でした。2年半の闘病生活の中で、母が私に教えてくれたこと、そして今もなお、導いてくれていることを、少しお話しさせていただきます。

母が入院していたときは、まだ心に余裕がありました。すぐそばに、看護婦さんや先生がおいでになりましたから、何かの時はもちろん、少しの間であれば病室を離れることができました。

在宅は、ほんのしばらくの間ではありましたが、そんな訳にいきませんでした。24時間です。3交代制などありません。休日ありません。とても息苦しくて、母には笑顔など見せたことがなかったように思います。今でもそれが何より心残りではありません。

私は、母が亡くなった後、介護について学ぶことで、自分の後悔を少しでもなくそうとしていました。でも、介護について自分のあまりの無知さにもっと情けなくなるばかりでした。ただ、苦しみや痛みを感じたからこそ、できる何かはないだろうか…。

介護している方が、心のゆとりを取り戻せるように、1時間でも代われるものなら代わって、少しでも笑顔を届けたい。私の心の叫びは、ボランティア活動で出逢った仲間のお陰で、NPO法人オリーブの会、1時間700円という有償のサービスとして、介護する人・される人をサポートできるようになりました。

私の命のゴールにはきっと母が待っていてくれます。その時は、思いっきりの笑顔で飛び込んでいけるよう、一つでも、少しでも、私たちオリーブの会ができることを元気いっぱい笑顔で続けていきたいと思います。無理はしなくていいよ。

訪問相談は無料です。お気軽にご連絡下さい。

電話0767-52-6414

今の自分に与えられた使命 ～羽咋市ボランティアスクールへの参加～

地域住民・肢体障害

ボランティアスクールには、保育所・幼稚園児を対象にした“ニコニコ保育”と小学校の児童を対象にした“出前！ちびっこボランティアスクール”と中学・高校生・一般を対象にした“ジュニアボランティアスクール”というふうに年代別に分けて開催されています。

学校や団体などから「社会福祉法人羽咋市社会福祉協議会・ボランティアセンター」が依頼を受けると綿密な打ち合わせをした上でスタッフを集めて依頼先へ出張をするシステムになっています。決して押しつけのボランティアスクールではない、というのを先にお断りしておきます。

僕が、ちびっこボランティアスクールに参加をさせてもらったのは、1997年もしくは1998年の夏休みに、ある小学校の体育館におじやまをして5年生と6年生を対象に20分程度のお話をしたのが最初だと記憶しています。

そもそも「自立」の第一歩を踏み出す目的で始めたパソコンで、長い文章を書けるので、原稿を書けば話ができると同時に「井の中の蛙」状態の僕を様々な場所に連れ出す意味も込めて、羽咋市ボランティアセンターで「自立」の応援をしてくださったのです。

毎回、乏しい脳力を絞って書いた原稿を元に話すと、皆の心に伝わると同時に、人との関わりが増えてきたりと人生のプラスになっています。

ちびっこボランティアスクールでは、疑問に思うことは遠慮なく質問を投げかけてきます。例えば…「食べ物では何が好きですか？」という質問が一番多いので、もっとも心に残っている声です。

「動けない身体だと特別な食事をしているのかな？」こういった疑問を多くの児童たちが、感じていることにもなるのです。皆と同じ食べ物が好きだと分かるだけで、一つの「心のバリア」がクリアされると思っているので好きなメニュー（カレーライスとラーメン）を答えています。

「何もできない」と、身構えてしまう姿勢になると、変な空気を感じ取られて、皆までもが身構えてしまうのです。そうではなくて「できることから始めよう」という前向きな姿勢を見てもらうだけで、振り向いてもらえるのだと感じました。

帰りに、羽咋市ボランティアセンターが管理しているリフト付きカー“友抱ごうⅡ”に電動車イスのまま乗り込む様子を、皆に見てもらいました。そうすることによって、便利な車が世の中にあるものだと、実際に目で見て知ってもらえる良い機会になっています。

偶然とはいえ、皆に見送られて帰る感じになるので「一石二鳥」のでき過ぎた演出だと秘かに思っています。

カレンダーが出会いのキッカケになったO先生は、転任前と転任後の高校の生徒数名を連れてきてくださり、昨年と今年の2年にわたり我が家のログハウス（納屋）にてバーベキューをしました。

生徒たちは、バーベキューとだけしか知らされていなかったらしくて、いきなり手も足も全く動かない僕と会った時は、戸惑うたと同時に驚いたと思います。

それよりも、アゴだけで操作する電動車イスを見て驚いたのではないかと思ったのです

が、O先生の得意とする「思いつき」の行動に付き合わされることになった生徒たちは、驚いている暇もなかったのかもしれませんが。

その後、9月に開催される学校祭に招待されるのですが、我が家でのバーベキューに来た生徒たちが、電動車いすの僕の介助や、校内の案内をしてくれるのです。

僕は手が動かないので、食事介助を受けないといけないワケですが、医療だとか福祉の分野を目指しているというのを抜きにして、生徒たちが食事介助など自然にできるようになるのでスゴイと感じています。

こういうことは簡単そうに思えて、実際にやってみると、お互いに照れとか遠慮があったりして、結構自然というのは難しいものなのです。

このように、小さな触れ合いを経て、年度末に全校生徒の前で『講演』となるわけです。いきなり講演をして、生徒たちが「変なオッサンが来て何やらワケの分からない話をして行った」という存在感の無さで終わってしまうのでは、意味のない出会いとなってしまうのです。

そうならないためにも、事前に顔合わせをするという大きな意味もあるのです。

毎年、羽咋市ボランティアセンターが主催する夏休みの恒例となっている、ジュニアボランティアスクールというのがあります。今年も公民館で中学生と高校生を対象にした、ジュニアボランティアスクールがあり、講師として参加させていただきました。

2001年度のテーマは「情報のバリアフリー」をサブタイトルとして自立・社会参加・平等でした。そこで…自分の話の中に交えて今回、新たな試みとして肢体の部ではHead Masterを使用して情報を得たり発信をするパソコン操作をしている様子も見てもらったのですが、結果は、話をする制限時間が決められていたため、時間と僕自身の心の余裕がなく、「百聞は一見に如かず」と思って持参したHeadMasterを見てもらうが精一杯でした。

しかし、結果ばかりを気にして恐れていると何もできないのです。

こういった試みは後に繋がるので実行をしてよかったと思います。

成長する過程で思春期という難しい時期の中で素直に受け入れてもらえない場合もあるのかもしれませんが。

それでも、ボランティアスクールの中で、勇気を出して一人一人の顔を見ながら話し、僕の方から歩み寄ることで、やる気があるのか、ないのか分からなかった生徒たちも、最後は心を開いてくれるのが、何よりの収穫だと感じるのです。

そこから必ず、バリアフリーの世界を理解してもらえると同時に、命の尊さを考えてももらえるキッカケ作りになると信じています。

また、そう信じて話し続けるのが、今の自分に与えられた使命だと気づかされました。

(校正協力者：美智代)

南陽園で第17回ふれあい広場が開催

9月2日(日)すばらしい秋晴れのもと、・石川県加賀市の障害者(重度授産・療護)施設「南陽園」において、17回ふれあい広場が開催され、たくさんの人でにぎわいました。今年の見玉は世界の大道芸人ブルース・スミス氏によるワンマンバンドショーで、歌とコントに楽器演奏も合わせて、会場はわれんばかりの拍手喝采で賑わっていました。

各コーナーでは、セルプでは協力施設の出店が所狭しと立ち並び、たくさんの行列ができていました。また、ステージでは利用者や職員による太鼓演奏などで迫力あふれた演奏が続いていました。

私のホームページ

このコーナーは福祉関係の情報を発信している方々のホームページを紹介します。あなたのホームページの紹介を600～800字程度にまとめ、petero@po3/nsknet.ne.jpまでお送り下さい。

ゆみの介護ページ

<http://www5b.biglobe.ne.jp~hidaki/>

メールアドレス:yumiko_h@cat.biglobe.ne.jp

母の介護をしている私の元へ今年1月1通のレールが届きました。それは父親の老いに悩んでいた大学の友人でした。。

彼女の相談に答えているうちに1年前会社を退職し社会と疎遠になっていた私にできる何かがそこにあるような気がしたのです。2月には介護に理解を示していた主人とともに自分のホームページを立ち上げることになりました。

16年前57歳の母がアルツハイマー病と診断され、その後の私の生活は介護の上に成り立っていました。徘徊、食事介助、骨盤骨折による寝たきり状態の全介助、おむつ交換、意識レベルの低下、嚥下問題、胃ろうなど介護を通してさまざまな体験をしました。

これまでの体験を基にホームページを作成し、現在も続いている介護生活の中で日記を通して 私なりの介護のあり方などを引き留めています。

これからいろんな形で介護に携わっていかれる介護予備軍の方々に、役に立つお話ができる場としてホームページを活用して頂けたら嬉しく思います。

チューチューマウス

<http://www.ikehouse.co.jp/>

チューチューマウスはWindows 3.1が登場したときにマウス操作が楽になるようなればいいなあと考えて開発しました。結果として、ハンディのある方にも喜んで頂いています。

チューチューハウスのヘルプにもありますとおり、ハンディキャップのある方には無料で使っていただくとしたところご本人の確認が難しいので、現在は障害者手帳などの証明できるもののコピーをお送りいただいて郵送にて発行処理をしています。

なお、もちろんお送りいただいたコピーはシュレッダーして廃棄していますので、ご安心ください。最新版ソフトは

<http://www.ikehouse.co.jp/>

から入手可能です、ご利用ください。

我ら仲間たち

羽咋市車いす友の会

1999年12月の初旬、羽咋市社会福祉協議会に車いす使用者とボランティアさんが各4人ほど集まって『羽咋市車いす友の会』を発足・設立しました。車いすの会員が少ないのと、手となり足となって、協力をしていただくために一般の方にも会員になっていただきました。

羽咋市には聴覚。視覚障害者などの会は設立して活動も活発にしていますが、肢体障害者の会はありませんでした。

今まで「してもらおう」ばかりの受け身の自分でしたが『羽咋市車いす友の会』が発足してからは社会に参加をしているという自覚を少しだけ持つようになりました。僕は何もできませんが口を出すことはできます。これからの『羽咋市車いす友の会』が周りの人と共に支え合いながら大きな力になるものになればと願っています。

例えば、パソコン・意思伝達装置（環境制御装置and Head Master）は我々、動かない者にとって必要不可欠です。車いす友の会の会員にとってIT時代の世の中になるとなおさら、必要なものです。

しかし、ワープロは認められていても、このような情報処理機器はベッドや車いすと同様に自助具と言っても過言ではないと思っていますが、幸か不幸か言葉を使ったり、文字を書き相手に意志を伝えられるので公では認めてもらえないのが現実なのです。こういうのを少しずつ変えていければ最高ですね。それらを実現するためにも、どんどん意見を延べていきたいと思っていますし、行動していきたいと思います。また、そういったことを意見するのも実現させるのも『羽咋市車いす友の会』であってほしいし、そうならないといけないと設立して間もないのですが大きなことを思っています。

先にも述べましたが、車いす生活をしていると「できない」ということは多々あります。でも、「できる」ことは率先して行動をしていきますのでご理解とご協力をよろしく願います。

なお、『羽咋市車いす友の会』では会員になっていただける方を募集しています。当面は石川県社会福祉法人羽咋市社会福祉協議会ボランティアセンターの協力をしていただくこととなりますが、会員ひとりひとりが各担当をすることで自立した活動ができる会に育てていきたいと将来像を描いています。肩ひじを張らないで気楽に『羽咋市車いす友の会』へ入会をしていただけると嬉しいのでよろしくお願いします。

※連絡先

〒925-0051石川県羽咋市島出町7116-1

事務局長 吉野隆久

「羽咋市車いす友の会」

TEL 0767-22-2023

E-mail kinder03@isis.ocn.ne.jp

〒925-8506石川県羽咋市鶴田町亀田17番地

羽咋市社会福祉協議会

ボランティアセンター

TEL 0767-22-6231

FAX 0767-22-6189

みんなの広場

ホーキング青山さんの講演会

障害者支援施設利用者・編集委員

7月22日（日）の午後から、コスモアイル羽咋において日本初の障害者お笑い芸人ホーキング腎山さんの講演を聞いて来ました。ホーキング青山さんについては、7月16日（月）に日本テレビ系「スーパーテレビ情報最前線」で彼の生活の様子が放送されましたので、ご覧になった方もいらっしゃると思います。

彼は昭和48年12月7日に東京大田区に生まれました。先天性多発性関節拘縮症のため、生まれたときから両手両足は使えないが、あごで操作する電動車いすで行動をしています。

小学校から高校まで養護学校で学び、高校を卒業後、電動車いすを使って女優・南野陽子さんの追っかけや、落語家・立川談志さん、高田文夫さんらのお笑いライブに通いつめていた時に、大川興業の総裁・大川豊氏にスカウトされ、1994年6月に大川興業の若手芸人コンテスト『すつとこどっこい』で、“史上初の身体障害者のお笑い芸人”「ホーキング青山」としてデビューしました。

講演を聞いて、彼の積極的な生き方に驚かされました。あまり紙面がないので一つだけ例を書きます。

高校生の時、足の手術をして足が開くようになってから、初めての単独外出が映画館でしたこの映画館には段差があり、電動車いすでは入れなかったので、映画館の前にある交番のお巡りさんに車いすを上げてもらうという行動には驚きました。

また、重度の障害者でも外出方法などの工夫をすることによって、自分の可能性と新しい未来が開けて来るのだと思います。

最新刊「笑え！五体不満足」（星雲社）、文庫本「七転八転（ななころびやころび）」（幻冬舎）が発売中。

ホーキング青山オフィシャルホームページ

<http://homepage1.nifty.com/hawking/>

※今回、掲載している写真は、ホーキング青山さんの掲載許可を得ています。

この文章は当人が、ある教師宛ての手紙として書いたものの引用です。

人間の社会には色々な差別がありますが、私は、?障害者の立場として言うなら、幼児教育、学校教育に問題があるのだと考えるのです。設備など良くするのも、確かに大切だけれど、それ以前に障害者と接する人たちの見る心、対応の仕方に問題があると思います。そして、我々障害者にも問題があると思う。養護学校や施設や家の中でとどまらず、一般社会の中に積極的に溶け込むこと、それがどんな形であれ必要だと思う。

私が経験した学校での出来ごと。当時の教師達の態度は、まさに能力別で養護学校の中ですら分けられて、差別していました。また、重い障害を理由に能力があっても受け入れてもらえなかったのです。

重い障害を持つ児童生徒らに対して、養護学校に入っていく場合、親の付き添いが要求されました。私は子供心でありながら、親の付き添いで学校へ来る仲間をみて、どうして、なぜなんだろうと不思議に思ったものです。地域の学校へ通うのなら、付き添いがあるのは、やむ得ないと思ったものです。こんなともあった。整肢学園へ入った時、驚いたことは、私より軽度の子供たちがいて、重い子がいじめられていたのです。それが20数年前の養護学校の姿で、教師の姿勢でもあったのは確かです。

私は地域の学校へしばらく、今は亡き祖母に付き添われて通った経験をしているが、どうして、続けられなかったのか祖母に何年かあとで聴いたことがある。その答えが「校長から、すぐしたの弟がかわいそうだ。どこか施設にあずけては」と言われたそうです。親は「このまま学校を止めて家におくより、この子が大人になったとき、せめて自立していきけるようにしてやりたい」と手離したようです。

祖母から聴いていたが、私が家を離れたとき、幼い弟が「ねえちゃん、遠くへ行ってかわいそう、つれてきて」と言って泣いたそうです。弟にしてみれば、生まれた時から一緒に、暮らし遊んだ姉を特別な存在ではなく、当たり前存在だったのです。私が自分の障害の理由で、周囲の異変に気づいたのは、施設へ入った時でした。休みに家に帰ったとき、仲よしだった近所の子供たちは、私と弟を見るなり、アホとか汚いとか怖いと言って逃げたので、怒りと同時にやり場のない悲しみを抱いたのを記憶しています。実はこんなことが起こるのは、周囲の大人や親たちや教師達のしつけ、教えなのです。次第に弟は私のことを隠すようになり、私も弟がいじめられるとかわいそうで、身を隠すようになっていきました。30年以前の昔のことですから、障害を持つ子が家族にいるということだけでも、その家族にまで差別や偏見が根強かったのです。

障害児教育、あいろは同和教育を語る上で歴史的な事実を忘れてはいけません。1979年度の養護学校の義務化にともなって、養護学校の姿勢が少しずつ変わっていき、どんな重い障害を持つ子供たちでも、しかも親の付き添いなしで、教育を受けられるようになりました。しかし私が経験したことから、手離しで喜んではいけないと思う。

ともあれ、障害を持つ子が、家から遠く離れ、施設や養護学校で学習がするのが、幸せ、自立につながるとは限りません。機能の訓練も大切だが、訓練などは地域の学校で工夫し

ながら出来ると思う。医療の必要な子には一時医療施設に預けて治療の必要がなくなれば、各家や地域に返して行くことが良いのではないだろうか。

障害のない子、ある子も地域で共に育ち学ぶということを、今の教育の中でどれだけ大切かを考えて欲しいものです。また、障害をもつ子、が、普通の学校や家庭へ入っていくことによって、障害のない子の心のリハビリになると思うのです。

少年少女の校内暴力や家庭内暴力などの犯罪が各地で多発しています。その原因の一つは、子供たちが自由に生きにくい環境にあると思う。教科書の学習ももちろん必要ですが、強制的に受けさせるのではなく、その子が何に関心があるのか、それをどう生かすのか工夫し、子供の価値を教師が認めてこそ、本当の教育なのではないでしょうか。

私の甥や姪達が中学、高校という難しい年齢になりました。小さい頃から私を見て育ちましたから、小学生の頃、私の存在をイヤがりもせず、堂々と日記に書いていました。ありのままに受けとめ、自分と同じ人間として、書いていました。おそらく学校の担任は、子供に聴いていたと思う。弟夫婦は、子供に対して、「赤ん坊の時の病気が原因で不自由な身体になった」としか、それ以外は何も話さなかったようで、私も話していません。日頃から接していれば自然と身につくのだと信じています。

能力主義の教育は今も昔も、基本的には何も変わっていませんが、障害を持つ人たちや子供たちへの理解や関心が高まってきていることは確かです。

今や障害を持つ子供たちが、地域の学校へ行くことも珍しくなくなりました。その背景には、様々な試み、実践が積み重ねられ、実現してきているのだと、いろんな本を読んで思う。

1970年代後半から80年代にかけて、障害者運動が全国各地で盛んに行われていました。運動内容は、私は関わっていないから分かりませんが、教育・社会保障・就労・生活保障などの内容と思います。

その当時、障害者問題に関連する、様々な本が出版されていて、私は興味深く次から次へと買っては読みました。その中で興味深く読んだ本は、滋賀県の重度の知恵遅れの子の施設で「止揚学園」のリーダー福井達雨先生が書かれた本で、『僕アホやない人間だ』（柏樹社）を読んだとき、胸を打たれ感動して、自分の置かれた立場と重ね、障害児教育や差別問題を改めて考えさせられた時期でした。それ以後、色々な教育関係の本を読んで来ました。「特に障害児教育関連」。

国連が定めた、1981年の国際障害者年のテーマである、完全参加と平等を機に、家や施設などで暮らしていた障害者たちは、社会参加ということで、各地で様々な行事が行われた時代でした。私もその一人として、色々なところへ仲間と出かけたものです。特に県内で行われた、わたぼうしコンサートに詩を書き、参加しました。N施設は、他の施設から比べたら外出など以外と自由だったことから、休日などを利用して街に出かけました。最初のうちは、物珍しそうに見られたり、見て見ぬふりをされたり、「えらいもんにあってもた」などという人がいたりして、店のドアをしめたりする人もいて、その度に私は、言葉が通じようが通じまいが、「コラ客に何する」などと怒鳴ったこともありました。そうこうしているうちに、街の人たちも少しずつ変わっていき、理解し気軽に声をかけ合えるようになっていったのです。このとき、私の中に改めて障害を持つ我々こそ、何らかの

形で社会参加する必要性を感じました。私にとって貴重な経験をしました。

私たち障害者は、健常者より低い立場に置かれているということ、イヤと言うほどこれまでいろんな場で感じて来ました。施設の職員と接してきて思うことは、利用者が成人なのに子供のように扱われるのです。何処の施設でもそうでしょう。

例えば、着替えや食事やトイレの介助や金銭の取り扱いの仕方など、その本人に聴かず、家族に聴いているので腹が立ちます。特に新人の職員に、教えているときや行事などあるとき、親や家族の責任で付き添いを頼むので、どうして欲しいのか、言える立場でありながら、無視されてしまう。大きな大人が子供のように扱いされる、なんと哀しいことだろうか。私は、そんなことがある度に「あんたら学校で何を習ってきたのか。それでも介護福祉士なのか、何しとる。自分らの都合のいいように動いて、一人の大人として、人間として扱え」などと怒鳴るようしている。たとえ言葉が通じなくとも。

それだから、教育に問題があるのだと想うのです。要するに、教科書やペーパーの上だけの教育で、頭でわかっている、身体や心の教育が欠けていては、介護の基本が見えて来ないと思うわけです。

高齢化社会が進む中、介護、介助のあり方が問われるのですから、心のバリアが必要とされると感じるのです。

公共施設などのバリアフリー政策が進み、誰もが使いやすい物に少しずつなって来てはいるけれど、心のバリアを育てない限り、バリアフリー社会とはいえない。

障害のある人、ない人、いろんな人がいて、互いに解り合い、助け合い、認め合い、共に育つことこそ、教育の基本なのではないだろうか。

「車椅子日記」宮田比呂雪著 発刊

羽咋わたぼうし会の宮田寛征さんが、川柳句集を発刊されました。

本稿の前に「川柳」と「俳句」の違いを説明しておきます。両方とも字数は五七五の17文字と同じです。大自然をとらえ、それに季語を加えたものが俳句。風潮、ユーモア、ひゆ、達観等を詠み、人間臭さを充分に持ったのが川柳です。（「HSK季刊わたぼうし」49号より転載）

宮田さんと川柳の出会いは、県身体障害者更生指導所竹工科で技術習得を受けている時に、同じ科の専能専父さんから勧められたことがきっかけです。

昭和41年に羽咋川柳社に同人として入門され、以来35年間、各地の句会や大会に出席されました。羽咋川柳社創立80周年記念川柳大会の今年6月17日、本人の前還暦を記念としての句集です。

第一部は人間の匂い、生活のおきて、日本の四季と旅情と、政治を叱る腹話術、雑詠として411句。第二部は「コーヒータイム」として各地への旅行を中心としての“ミニ自分

史”71句の総合計486句が載っています。

昭和62年に節子さんと結婚され、63年に自動車運転免許を取得して、その後、日本各地へ旅行をされています。

最初の長距離旅行は平成2年6月に名神高速道路を走っての大阪花の万国博覧会でした。

- ・時速90追い越すやつは違反車だ
- ・世界一大きい花お見事とはいえず

平成9年6月 羽咋市社協とボランティアセンター主催の福井県への旅行

- ・ボランティアの汗に囲まれ車椅子

平成10年6月 青山彩光苑「ワークセンター田鶴浜」一周年記念

- ・今日生きた証拠に作業着が汚れ

平成12年6月 兵庫・淡路花博と研修旅行

- ・車椅子押しこむパスのどてっ原
- ・花博に来て人波にまぎれ込む

昭和58年10月 羽咋わたぼうしコンサート

- ・車椅子押す手に若きボランティア

昭和56年10月に開催された日本海側で初の「羽咋わたぼうしコンサート」が紹介され、「HSK季刊わたぼうし」についても次のように紹介されています。

『あの時の実行委員会の有志が現在10人程で「HSK季刊わたぼうし」を編集、発行して県内はもちろん、日本各地の障害者施設や個人へ送り続けている。』

この「HsK季刊わたぼうし」は「羽咋わたぼうしコンサート」が発刊されるきっかけとなっています。

宮田さん、「車椅子旅日記」に「HSK季刊わたぼうし」を紹介していただき、ありがとうございます。これからも表紙の句をよろしく願います。

最後に宮田さんが、車椅子旅日記の編集を終えた時に作られた句で、今回の表紙に使用させていただきました。

◎過去帳の出番自分史編む夜中

原稿募集

介護に関してなら何でもOK！！

=介護を受ける人、行う人の立場から=

募集期間は随時

字数は600～1200字程度

図、写真があれば大歓迎

原稿募集内容の一例

- ・家庭での介護、工夫
- ・介護受ける人の要望・マナー
- ・私の介護論、体験など
- ・介護保険を受ける人、援助者から
- ・障害者支援費制度（平成15年度より障害者福祉サービスの分野で施行される）に望むこと

「H S K季刊わたぼうし」は、障害者と健常者の相互理解を目的に1985年に創刊されました。

昨年（2000年）創刊15周年という記念の年に50号を発行し、「介護」というテーマで皆様のご意見を伺っております。

それに加えて、2003年度よりスタートする障害者支援費制度についても、皆様のご意見をお伺いしたいと思いますので、多くの方々のご意見をお待ちしております。

マイ・ブックスルーム

僕にできないこと、僕にしかできないこと

春山 満 著

発行所:幻冬舎 定価:本体1,400円+税

この本を読んで感じたこと、自分の思いを箇条書きにさせてもらおうと。

- ①いつでも前向きな姿勢が大切。
- ②やってやろうという気持ち。
- ③4人の親として、子供たちに頑張っているなーと思われる親になりたい。
- ④夫が頑張ろうと思うような良き妻でありたいなー
- ⑤いろいろな人にこの本を読んでもらい、他人事ではなく自分のこととし、奮起して欲しい。

でした。障害を持った人は、障害を持った人でないと分からないことが多くあるかも知

れないが「障害を持たない人には分からない」と言い捨て逃げないで欲しい。そう言われた時、何もしてあげられない自分が情けなく、悲しい思いをした。

解説：（「青山彩光苑」理学療法士）

編集後記

異常な暑さの夏も過ぎ、秋も深まって旅行の季節になりました。私もユニバーサル・スタジオ・ジャパンに行ってきました。

その出発の朝に、アメリカでの同時多発テロのニュースを聞いて驚きました。こうして機関紙の発行ができるのも平和だからこそ、できるのだと思います。これ以上、大きな戦争が起こらないで解決されることを祈ります。

さて、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの特集、報告は次号に行います。お楽しみに。

(Z.0)

川柳裏表戴

過去帳の 出番自分史 編む夜中

本文の中にもあるように、来年の還暦を記念して句集の発刊を決意したのは、去年の12月でした。「あとがき」にもあるように“川柳を友として生きてきた足跡を残しておこう”と思っただけです。

その第二部として私達夫婦の旅行記録を主として、ごく身内の慶事などに触れて「ミニ・自分史」としてみた。その時、私の家の過去帳を持ち出し、その催事の月・日にミスや前後がないか念入りに調べた。「過去帳」とはその家の昔からの記録を順に記したもので、親戚のつきあいの時などに役立つ事があるが、普段は仏壇の棚などにしまっているもの。

(比)